

重 要



予防医学指導士認定制度
暫定措置制度において

「予防医学指導士」資格取得の皆さまへ

更新方法一部改正のご案内 <重要>

予防医学指導士 各位

予防医学指導士認定制度における予防医学指導士の認定方法は、平成24年4月より、現在の暫定措置制度から恒久制度に移行いたします。

移行に際し、特定健診などを推進する「健康日本21」（21世紀における国民健康づくり運動）と今後の情勢等を踏まえて、予防医学指導士認定制度を一部改定しました。

改正に伴い、予防医学指導士証交付後の更新方法も一部改正されましたので、ご案内申し上げます。

予防医学指導士証の初回交付時にご案内しておりました更新方法からの主な変更点を下記にご案内申し上げます。詳細については、当会のホームページ内「予防医学指導士認定制度」における「暫定制度による予防医学指導士資格取得者の更新方法」でご確認ください。

<主な変更点>

- ・更新時に必要な研修単位の取得方法が拡大されました
○次の項目においても単位の取得が可能です。
 - ・「予防医学指導士養成特別研修会」の受講
 - ・「予防医学研修会」（H24.4月より）の受講
 - ・日本予防医学会雑誌への論文のご投稿
- ・年次学術総会における共同演者での取得単位の単位数が変更になりました
 - ・共同演者 5単位→2単位
- ・更新にかかる費用（再認定料）が変更となりました
 - ・再認定料 2万円→1万円

日本予防医学会
予防医学指導士認定制度委員会

事務局

〒700-8558 岡山市北区鹿田町 2-5-1
岡山大学大学院医歯薬学総合研究科
公衆衛生学教室内

TEL : 086-235-7184 FAX : 086-226-0715
e-mail : jspm@md.okayama-u.ac.jp